

災害時等における転学支援に関する互助制度

細 則

(趣旨)

第1条 本細則は、災害時等における転学支援に関する互助制度規程に定める規定(以下本則と記す)を補足する規定として本細則を定める。

2 本細則に用いる語句は、本則に倣うものとする。

(加盟資格)

第2条 本互助制度に加盟できる日本語教育機関は日本語学校ネットワークの正会員および一般会員である認定日本語教育機関とする。但し、会員のうち認定日本語教育機関の認定申請の予定があり、認定後に正会員又は一般会員となる予定の機関も含まれる。

(加盟手続き)

第3条 本互助制度に加盟を希望する日本語教育機関は、日本語学校ネットワーク宛に加盟申込書、誓約書を提出し、第4条に定める費用を支払う。

(費用)

第4条 加盟日本語教育機関は、本互助制度の加盟金及び維持経費として以下を支払う。

(1) 加盟金： 30,000 円

(2) 維持費： 10,000 円/年間

2 前項の維持費は年度(4月1日より翌年3月31日)毎に発生するが、年度途中の加盟の場合も加盟年度の全額が発生するものとする。

(費用の返還)

第5条 一旦支払われた加盟金、維持費は返還しない。但し、本則第10条に定める廃止が決定した場合、廃止を決定した年度以降の維持費は発生しないこととし、支払い済みの当該年度以降の維持費がある場合はこれを返還する。

(登録抹消)

第6条 日本語学校ネットワークは、以下の加盟日本語教育機関の登録を抹消する。

(1) 所定の手続きにより本互助制度から脱退の申し出があった加盟日本語教育機関

(2) 本細則第4条に定める費用の支払いがなされない加盟日本語教育機関

(被災等機関の指定)

第7条 本則第3条に定める被災等機関は、以下の場合に日本語学校ネットワークが事実関係を精査した後に指定する。

(1) 自然災害に被災、又は火災や経営破綻等の理由により在籍する学習者に対する授業実施継続が困難となり、その後概ね3か月を経過しても授業実施ができないと判断した加盟被災機関より、日本語学校ネットワークに対して所定の被災等申請があった場合

(2) 自然災害に被災、又は火災や経営破綻等の理由により在籍する学習者に対する授

業実施継続が困難となり、その後概ね3か月を経過しても授業実施ができないと判断した加盟被災機関の関係者（在籍学生を含む）又は関係団体より日本語学校ネットワークに対して所定の被災等申請があった場合。但し、この場合は日本語学校ネットワークが加盟日本語教育機関への事情聴取等により事実関係を精査する。

（指定を受けた被災等機関が提出する学生情報）

第8条 指定を受けた被災等機関は、直ちに学内の学習継続希望者の有無を確認した後に受入教育機関募集を目的に下記の事項等を記載したリストを作成して日本語学校ネットワークに提出する。

- （1）氏名、性別、生年月日、国籍、在留資格、在留期限、出席状況
- （2）学習開始日、学業成績、過去の受講状況（レベル、使用教材等を含む）、現在の日本語レベル
- （3）学費について（支払済み学費の額と受入教育機関への支払い方法等）、今後発生する留学費用の支弁計画、今後の継続学習について（いつからいつ頃まで、学習目的等）
- （4）今後の継続学習について（いつからいつ頃まで、学習目的等）
- （5）その他

（本細則の変更）

第9条 日本語学校ネットワークは、理事会の決議を得て本細則を変更することができるが、当該変更事項があった場合は速やかに全加盟日本語教育機関に告知しなければならない。

附則

第1条 令和十六年三月三十一日までの間、第2条の「認定日本語教育機関」は、「認定日本語教育機関及び法務省告示日本語教育機関」とする。

以上